

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令案新旧対照条文

- 都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）（抄）
- 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）（抄）
- 民間都市開発の推進に関する特別措置法施行規則（昭和六十二年建設省令第十九号）（抄）
- 独立行政法人都市再生機構に関する省令（平成十六年国土交通省令第七十号）（抄）
- 津波防災地域づくりに関する法律施行規則（平成二十三年国土交通省令第九十九号）（抄）

改正案	現行
<p>（民間都市再生事業計画の認定等の申請）</p> <p>第二条 法第二十条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記様式第四による申請書に次に掲げる図書（これらの図書を提出することができない正当な理由があるときは、これらに代わるべき図書として適当なものであることを国土交通大臣が認めた図書）を添えて、これらを国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 縮尺、方位、事業区域、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置並びに事業区域内に整備する公共施設並びにこれに準ずる避難施設、駐車場その他の建築物の利用者及び都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設並びに都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号。以下「令」という。）<u>第八条に規定する公益的施設の配置を表示した事業区域内に建築する建築物の配置図</u></p> <p>三十一 （略）</p> <p>十二 <u>令</u>第七條第一項ただし書に規定する場合においては、当該場合に該当することを明らかにすることができる図書</p> <p>十三 （略）</p> <p>2 法第二十四条第一項の規定により変更の認定の申請をしようとする者</p>	<p>（民間都市再生事業計画の認定等の申請）</p> <p>第二条 法第二十条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記様式第四による申請書に次に掲げる図書（これらの図書を提出することができない正当な理由があるときは、これらに代わるべき図書として適当なものであることを国土交通大臣が認めた図書）を添えて、これらを国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 縮尺、方位、事業区域、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置並びに事業区域内に整備する公共施設並びにこれに準ずる避難施設、駐車場その他の建築物の利用者及び都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設の配置を表示した事業区域内に建築する建築物の配置図</p> <p>三十一 （略）</p> <p>十二 <u>都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号。以下「令」という。）</u>第七條第一項ただし書に規定する場合においては、当該場合に該当することを明らかにすることができる図書</p> <p>十三 （略）</p> <p>2 法第二十四条第一項の規定により変更の認定の申請をしようとする者</p>

は、別記様式第四による申請書に前項各号に掲げる図書のうち変更に係るもの（これらの図書を提出することができない正当な理由があるときは、これらに代わるべき図書として適当なものであることを国土交通大臣が認めた図書）を添えて、これらを国土交通大臣に提出しなければならない。この場合において、同項第十三号中「法第二十一条第一項各号」とあるのは、「法第二十四条第二項において準用する法第二十一条第一項各号」とする。

（都市再生事業を行おうとする者による都市計画の決定等の提案）

第七条（略）

（市町村が決定又は変更をすることができる都市計画）

第十二条 令第十三条第二号ニの国土交通省令で定める市街地開発事業は、施行区域の面積が二十ヘクタールを超える住宅街区整備事業とする。

（削る）

（都市再生整備計画の作成等の提案）

第十四条 法第四十六条の二第一項の規定により都市再生整備計画の作成又は変更の提案を行おうとする都市再生推進法人は、名称及び主たる事

は、別記様式第四による申請書に前項各号に掲げる図書のうち変更に係るもの（これらの図書を提出することができない正当な理由があるときは、これらに代わるべき図書として適当なものであることを国土交通大臣が認めた図書）を添えて、これらを国土交通大臣に提出しなければならない。この場合において、前項第十三号中「法第二十一条第一項各号」とあるのは、「法第二十四条第二項において準用する法第二十一条第一項各号」とする。

（都市計画の決定等の提案）

第七条（略）

（市町村が決定又は変更をすることができる都市計画）

第十二条 令第十二条第二号ニの国土交通省令で定める市街地開発事業は、施行区域の面積が二十ヘクタールを超える住宅街区整備事業とする。

（市町村都市再生整備協議会を組織することができる都市再生整備推進法人等に準ずる特定非営利活動法人等）

第十四条 法第四十六条の二第一項第七号の国土交通省令で定める特定非営利活動法人等は、第十一条第二号又は第三号に掲げる者とする。

（都市再生整備計画の作成等の提案）

第十四条の二 法第四十六条の三第一項の規定により都市再生整備計画の作成又は変更の提案を行おうとする都市再生整備推進法人は、名称及び

務所の所在地を記載した提案書に都市再生整備計画の素案を添えて、市町村に提出しなければならない。

(交付金の額)

第十六条 (略)

2 前項の交付金の額は、都市再生整備計画に基づく事業等を通じて増進が図られる次に掲げる都市機能の内容を勘案して定めるものとする。

一 (略)

二 立地適正化計画に適合する都市機能

三 五 (略)

3 (略)

(都市再生推進法人による都市計画の決定等の提案)

第十八条の二 法第五十七条の二第二項において準用する法第三十七条第二項の規定により計画提案を行うおとする都市再生推進法人は、その名称を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを市町村に提出しなければならない。

一 都市計画の素案

二 別記様式第六による公共施設又は第五十八条に規定する施設(次号において「公共利便施設」という。)の整備又は管理に関する計画書

三 公共利便施設の整備又は管理を行う区域を表示する図面その他必要な図面

四 法第五十七条の二第二項において準用する法第三十七条第二項第二

主たる事務所の所在地を記載した提案書に都市再生整備計画の素案を添えて、市町村に提出しなければならない。

(交付金の額)

第十六条 (略)

2 前項の交付金の額は、都市再生整備計画に基づく事業等を通じて増進が図られる次に掲げる都市機能の内容を勘案して定めるものとする。

一 (略)

二 四 (略)

3 (略)

(新規)

号の同意を得たことを証する書類

五 法第五十七条の二第二項において準用する法第三十七条第二項第三号に定めるところにより環境影響評価法第二十七条に規定する公告を行つたことを証する書類

(国道の新設又は改築の認可)

第十九条 市町村は、法第五十八条第二項の規定により国道の新設又は改築について認可を受けようとする場合においては、別記様式第七による申請書を地方整備局長又は北海道開発局長に提出しなければならない。

2 (略)

(民間都市再生整備事業計画の認定等の申請)

第二十二条 法第六十三条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記様式第八による申請書に次に掲げる図書(これらの図書を提出することができない正当な理由があるときは、これらに代わるべき図書として適当なものであることを国土交通大臣が認めた図書)を添えて、これらを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 一十一 (略)

十二 令第二十一条第二号に規定する事業にあつては、当該事業に該当することを明らかにすることができる図書

十三 (略)

2 法第六十六条第一項の規定により変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第八による申請書に前項各号に掲げる図書のうち変更に係

(国道の新設又は改築の認可)

第十九条 市町村は、法第五十八条第二項の規定により国道の新設又は改築について認可を受けようとする場合においては、別記様式第六による申請書を地方整備局長又は北海道開発局長に提出しなければならない。

2 (略)

(民間都市再生整備事業計画の認定等の申請)

第二十二条 法第六十三条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記様式第七による申請書に次に掲げる図書(これらの図書を提出することができない正当な理由があるときは、これらに代わるべき図書として適当なものであることを国土交通大臣が認めた図書)を添えて、これらを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 一十一 (略)

十二 令第二十条第二号に規定する事業にあつては、当該事業に該当することを明らかにすることができる図書

十三 (略)

2 法第六十六条第一項の規定により変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第七による申請書に前項各号に掲げる図書のうち変更に係

るもの（これらの図書を提出することができない正当な理由があるときは、これらに代わるべき図書として適当なものであることを国土交通大臣が認めた図書）を添えて、これらを国土交通大臣に提出しなければならない。この場合において、同項第十三号中「法第六十四条第一項各号」とあるのは、「法第六十六条第二項において準用する法第六十四条第一項各号」とする。

（都市再生整備歩行者経路協定に関する準用）

第二十八条 第八条の二から第八条の四までの規定は、法第七十三条第一項に規定する都市再生整備歩行者経路協定について準用する。この場合において、第八条の三第二号中「都市再生歩行者経路の」とあるのは、「都市再生整備歩行者経路の」と読み替えるものとする。

（都市利便増進協定の軽微な変更）

第二十九条 法第七十六条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更その他の都市利便増進協定の内容の実質的な変更を伴わない変更とする。

（誘導施設の整備に関する事業の施行に関連して必要となる事業）

第三十条 法第八十一条第二項第四号の国土交通省令で定める事業は、法第四十六条第二項第二号ロ、ハ及びホに掲げる事業並びに第九条に規定する事業とする。

るもの（これらの図書を提出することができない正当な理由があるときは、これらに代わるべき図書として適当なものであることを国土交通大臣が認めた図書）を添えて、これらを国土交通大臣に提出しなければならない。この場合において、同項第十三号中「法第六十四条第一項各号」とあるのは、「法第六十六条第二項において準用する法第六十四条第一項各号」とする。

（都市再生整備歩行者経路協定に関する準用）

第二十七条の二 第八条の二から第八条の四までの規定は、法第七十二条の二第二項に規定する都市再生整備歩行者経路協定について準用する。この場合において、第八条の三第二号中「都市再生歩行者経路の」とあるのは、「都市再生整備歩行者経路の」と読み替えるものとする。

（都市利便増進協定の軽微な変更）

第二十七条の三 法七十二條の五第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更その他の都市利便増進協定の内容の実質的な変更を伴わない変更とする。

（新設）

(立地適正化計画の軽微な変更)

第三十一条 法第八十一条第十六項の国土交通省令で定める軽微な変更は、同条第二項第四号に掲げる事項の変更とする。

(国土交通大臣に提出する立地適正化計画の添付書類等)

第三十二条 市町村は、国土交通大臣に立地適正化計画を提出する場合には、当該立地適正化計画に、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 立地適正化計画の区域のうち法第四十六条第一項の土地の区域及び当該区域の面積を記載した図書
- 二 前号の土地の区域内の土地の現況を明らかにした図面
- 三 第十六条第一項に規定する交付金の額の限度を算定するために必要な資料

(交付金の額)

第三十三条 法第八十三条第二項の規定により法第四十七条第二項の規定を読み替えて適用する場合における第十六条第一項の規定の適用については、同項中「の区域」とあるのは、「の区域のうち法第四十六条第一項の土地の区域」とする。

(特定住宅整備事業を行おうとする者による都市計画の決定等の提案)

第三十四条 法第八十六条第二項において準用する法第三十七条第二項の規定により計画提案を行おうとする者は、氏名及び住所（法人にあって

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

は、その名称及び主たる事務所の所在地を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを都市計画決定権者に提出しなければならない。

- 一 都市計画の素案
- 二 別記様式第九による特定住宅整備事業に関する計画書
- 三 特定住宅整備事業に関する次に掲げる図書
 - イ 方位、道路及び目標となる地物並びに事業区域を表示した付近見取図
 - ロ 縮尺、方位、事業区域、敷地の境界線及び敷地内における住宅の位置を表示した事業区域内に建築する住宅の配置図
 - ハ 縮尺、方位及び間取りを表示した建築する住宅の各階平面図
 - ニ 縮尺を表示した建築する住宅の二面以上の立面図
 - 四 法第八十六条第二項において準用する法第三十七条第二項第二号の同意を得たことを証する書類
 - 五 法第八十六条第二項において準用する法第三十七条第二項第三号に定めるところにより環境影響評価法第二十七条に規定する公告を行ったことを証する書類

(建築等の届出)

第三十五条 法第八十八条第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式による届出書を提出して行うものとする。

- 一 開発行為を行う場合 別記様式第十

(新設)

二 住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為を行う場合 別記様式第十一

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 開発行為を行う場合にあつては、次に掲げる図面

イ 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面で縮尺千分の一以上のもの

ロ 設計図で縮尺百分の一以上のもの

二 住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為を行う場合にあつては、次に掲げる図面

イ 敷地内における住宅等の位置を表示する図面で縮尺百分の一以上のもの

ロ 住宅等の二面以上の立面図及び各階平面図で縮尺五十分の一以上のもの

三 その他参考となるべき事項を記載した図書

第三十六条 法第八十八条第一項の国土交通省令で定める事項は、行為の完了予定日とする。

(変更の届出)

第三十七条 法第八十八条第二項の国土交通省令で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第一項の届出に係る行為が同項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

(新設)

(新設)

第三十八条 法第八十八条第二項の規定による届出は、別記様式第十二による変更届出書を提出して行うものとする。

(新設)

2 第三十五条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

(都市計画法施行規則の特例)

(新設)

第三十九条 居住調整地域に係る特定開発行為について都市計画法第三十条第一項の規定により申請書を提出する場合における都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十五条第三号及び第十七条第一項第五号の規定の適用については、同令第十五条第三号中「法」とあるのは「都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第九十条の規定により読み替えて適用する法」と、同項第五号中「法」とあるのは「都市再生特別措置法第九十条の規定により読み替えて適用する法」と、「区域区分」とあるのは「居住調整地域」と、「居住若しくは業務」とあるのは「居住」と、「建築物を建築し、又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物を建設する」とあるのは「都市再生特別措置法第九十条に規定する住宅等を建築する」とする。

2 居住調整地域に係る特定開発行為について都市計画法第二十九条第一項の許可を受けようとする場合においては、都市計画法施行規則第十六条第一項の開發行為許可申請書の様式は、同項の規定にかかわらず、別記様式第十三によるものとする。

3 法第九十条の規定により都市計画法第三十四条の規定を読み替えて適用する場合における都市計画法施行規則第二十八条の規定の適用については、同条中「次に掲げるもの(自己の居住の用に供する建築物を建築

する目的で権利を有する者にあつては、第一号に掲げるものを除く。」とあるのは「第二号から第四号までに掲げるもの」と、同条第三号中「区域区分」とあるのは「居住調整地域」とする。

4 | 法第九十条の規定により都市計画法第四十三条の規定を読み替えて適用する場合には、同条第一項に規定する許可の申請は、都市計画法施行規則第三十四条第一項の規定にかかわらず、別記様式第十四による特定建築等行為許可申請書を提出して行うものとする。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「都市再生特別措置法施行規則第三十九条第四項前段」と、「令」とあるのは「都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）第二十九条の規定により読み替えて適用する令」と、「区域区分」とあるのは「居住調整地域」と、「居住若しくは業務」とあるのは「居住」と、「建築物を建築し、又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物を建設する」とあるのは「住宅等（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第九十条の規定により読み替えて適用する法第四十三条第一項に規定する住宅等をいう。以下この項において同じ。）を建築する」と、同項の表敷地現況図の項中「建築物の新築若しくは改築又は第一種特定工作物の新設」とあるのは「住宅等を新築し、又は建築物を改築して住宅等とする行為」と、「建築物の位置又は第一種特定工作物」とあるのは「住宅等」と、「用途の変更」とあるのは「用途を変更して住宅等とする行為」と、「建築物の位置並びに」とあるのは「住宅等の位置並びに」とする。

（国土交通省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則の特例）

（新設）

第四十条 法第九十二条の規定により大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第十三条第十一項の規定を読み替えて適用する場合における国土交通省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則（平成二十五年国土交通省令第六十九号）第三条第一項の規定の適用については、同項中「都市計画法施行令」とあるのは、「都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）第二十九条の規定により読み替えて適用する都市計画法施行令」とする。

（開発許可関係事務の開始の公示）

第四十一条 法第九十三条第三項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 開発許可関係事務の処理を開始する旨
- 二 開発許可関係事務の処理を開始する日

（開発許可関係事務を処理する市町村長の特例）

第四十二条 法第九十三条第一項の規定により開発許可関係事務を処理する市町村長は、都市計画法施行規則第十六条第一項、第三十一条第一項、第三十七条、第三十八条第一項及び第二項並びに第六十条（都市計画法第五十三条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を求める場合を除く。）の規定の適用については、これらの規定に規定する都道府県知事とみなす。

（民間誘導施設等整備事業計画の認定等の申請）

（新設）

（新設）

（新設）

第四十三条 法第九十五条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記様式第十五による申請書に次に掲げる図書（これらの図書を提出することができない正当な理由があるときは、これらに代わるべき図書として適当なものであることを国土交通大臣が認めた図書）を添えて、これらを、計画作成市町村を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 方位、道路及び目標となる地物並びに誘導事業区域を表示した付近見取図

二 縮尺、方位、誘導事業区域、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置並びに誘導事業区域内に整備する公共施設並びにこれに準ずる避難施設、駐車場その他の建築物の利用者及び都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設並びに令第三十二条に規定する公益的施設の配置を表示した誘導事業区域内に建築する建築物の配置図

三 縮尺、方位、間取り及び設備の概要を表示した建築する建築物の各階平面図

四 誘導施設等整備事業の工程表

五 誘導施設等整備事業についての誘導事業区域内の土地及び付近地の住民に対する説明会の開催の状況及び当該住民から提出された当該誘導施設等整備事業に関する意見の概要

六 縮尺、方位、誘導事業区域、申請者が従前から所有権等を有する土地及び申請者が所有権の取得等しようとする土地の境界線並びに誘導事業区域内の建築物の位置を表示した誘導事業区域内にある土地及び建築物の配置図

七 申請者が誘導事業区域内の土地について所有権等を有する者であることを証する書類その他の申請者が誘導事業区域内において事業を実施することが可能であることを証する書類

八 申請者が法人である場合においては、登記事項証明書、定款並びに直前三年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書及び収支の状況を明らかにすることができる書類

九 申請者が個人である場合においては、住民票の抄本又はこれに代わる書面、資産及び負債に関する調書並びに所得の状況を明らかにすることができる書類

十 誘導施設等整備事業により整備される建築物に係る収支の見込みを記載した書類

十一 誘導施設等整備事業の施行に必要な資金の調達の相手方並びに当該相手方ごとのおおむねの調達額及びその調達方法を記載した書類

十二 前各号に掲げるもののほか、法第九十六条第一項各号に掲げる基準に適合することを明らかにするために国土交通大臣が必要と認める
図書

2| 法第九十八条第一項の規定により変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第十五による申請書に前項各号に掲げる図書のうち変更に係るもの（これらの図書を提出することができない正当な理由があるとせば、これらに代わるべき図書として適当なものであることを国土交通大臣が認めた図書）を添えて、これらを、計画作成市町村を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。この場合において、同項第十二号中「法第九十六条第一項各号」とあるのは、「法第九十八条第二項

において準用する法第九十六条第一項各号」とする。

(民間誘導施設等整備事業計画の記載事項)

第四十四条 法第九十五条第三項第八号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 誘導施設等整備事業の名称及び目的
- 二 当該誘導施設等整備事業が住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図る上で効果的であり、かつ、立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域を含む都市の再生に著しく貢献するものであることを明らかにするために参考となるべき事項
- 三 当該誘導施設等整備事業がⅡ立地適正化計画に記載された法第八十条第二項第三号に掲げる事項に照らして適切なものであることを明らかにするために参考となるべき事項
- 四 誘導事業区域が都市再生緊急整備地域内にあるときは、建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する計画が地域整備方針に適合するものであることを明らかにするために参考となるべき事項

(民間誘導施設等整備事業計画の公表)

第四十五条 法第九十七条(法第九十八条第二項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 誘導施設等整備事業の名称及び目的
- 二 認定誘導事業計画に係る建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する事業の概要

(新設)

(新設)

(民間誘導施設等整備事業計画の軽微な変更)

第四十六条 法第九十八条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更
- 二 工事着手の時期及び事業施行期間の六月以内の変更
- 三 前二号に掲げるもののほか、誘導施設等整備事業の施行に支障がないと国土交通大臣が認める変更

(民間都市機構の行う誘導施設等整備事業支援業務の基準)

第四十七条 法第百三条第三項の国土交通省令で定める基準のうち、同条第一項第一号イからニまでに掲げる方法により支援する業務に係るものは、一般の金融機関の行う金融等を補完するものであることとする。

(特定路外駐車場の設置の届出)

第四十八条 法第百六条第一項の規定による届出は、別記様式第十六による届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。

- 一 特定路外駐車場の位置を表示した縮尺一万分の一以上の地形図
- 二 次に掲げる事項を表示した縮尺二百分の一以上の平面図
 - イ 特定路外駐車場の区域
 - ロ 特定路外駐車場の自動車の出口及び入口

(新設)

(新設)

(新設)

第四十九条 法第六十六条第一項の国土交通省令で定める事項は、特定路外駐車場の自動車の出口及び入口の位置とする。

(新設)

(変更の届出)

第五十条 法第六十六条第二項の国土交通省令で定める事項は、特定路外駐車場の位置、規模並びに自動車の出口及び入口の位置とする。

(新設)

第五十一条 法第六十六条第二項の規定による届出は、別記様式第十七による変更届出書を提出して行うものとする。

(新設)

2 第四十八条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

(建築等の届出)

第五十二条 法第八十一条第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式による届出書を提出して行うものとする。

(新設)

一 開発行為を行う場合 別記様式第十八

二 誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為を行う場合

別記様式第十九

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 開発行為を行う場合にあつては、次に掲げる図面

イ 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面で縮尺千分の一以上のもの

ロ 設計図で縮尺百分の一以上のもの

二 誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為を行う場合にあっては、次に掲げる図面

イ 敷地内における建築物の位置を表示する図面で縮尺百分の一以上のもの

ロ 建築物の二面以上の立面図及び各階平面図で縮尺五十百分の一以上のもの

三 その他参考となるべき事項を記載した図書

第五十三条 法第八十八条第一項の国土交通省令で定める事項は、行為の完了予定日とする。

(変更の届出)

第五十四条 法第八十八条第二項の国土交通省令で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第一項の届出に係る行為が同項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

第五十五条 法第八十八条第二項の規定による届出は、別記様式第二十による変更届出書を提出して行うものとする。

2 第五十二条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

(跡地等管理協定の基準)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第五十六条 法第一百一十一条第三項第三号（法第一百三十一条において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 協定跡地等は、跡地の境界が明確に定められていなければならない。
- 二 協定跡地等の管理の方法に関する事項は、清掃、除草、病害虫の防除、枝打ち、整枝、危険な樹木の伐採その他これらに類する事項で、協定跡地等の適正な管理に関連して必要とされるものでなければならぬ。
- 三 協定跡地等の管理に必要な施設の整備に関する事項は、物置、防火施設、塀、柵その他これらに類する施設の整備に関する事項で、協定跡地等の適正な管理に資するものでなければならない。
- 四 跡地等管理協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。

（市町村都市再生協議会を組織することができる都市再生推進法人等に準ずる特定非営利活動法人等）

第五十七条 法第一百七十七条第一項第七号の国土交通省令で定める特定非営利活動法人等は、第十一条第二号又は第三号に掲げる者とする。

（都市再生推進法人の業務として整備する施設）

第五十八条 法第一百九条第三号ロの国土交通省令で定める施設は、駐車場とする。

（新設）

（都市再生整備推進法人の業務として整備する施設）

第二十七条の四 法第七十四条第三号ロの国土交通省令で定める施設は、駐車場とする。

(民間都市機構の行う都市再生推進法人支援業務の基準)

第五十九条 法第二百二十二条第三項の国土交通省令で定める基準は、一般の金融機関の行う金融等を補完するものであることとする。

第六十条 (略)

様式第一 (第一条の十八第一項関係) (日本工業規格A4)

認定申請書

(略)

(注意)

1. ・ 2. (略)

3. 第二面関係

①～④ (略)

⑤ 6 欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第7号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建ぺい率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を

(民間都市機構の行う都市再生整備推進法人支援業務の基準)

第二十八条 法第七十七条第三項の国土交通省令で定める基準は、一般の金融機関の行う金融等を補完するものであることとする。

第二十九条 (略)

様式第一 (第一条の十八第一項関係) (日本工業規格A4)

認定申請書

(略)

(注意)

1. ・ 2. (略)

3. 第二面関係

①～④ (略)

⑤ 6 欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域若しくは高層住居誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第6号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において

<p>適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。</p> <p>⑥～⑱ (略)</p> <p>4. (略)</p>	<p>、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。</p> <p>⑥～⑱ (略)</p> <p>4. (略)</p>
---	---

改 正 案	現 行
<p>（確認申請書の様式）</p> <p>第一条の三 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の(イ)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の(二)項の(3)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(三)項の(3)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(三)項の(3)欄に掲げる日影図と、表一の(3)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の(二)の(3)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(四)項の(3)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。</p> <p>一 別記第二号様式による正本一通及び副本一通（構造計算適合性判定を要する場合にあつては、副本二通）に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）。ただし、構造計算適合性判定を要する場合の副本二通のうち一通にあつては、構造計算適合性</p>	<p>（確認申請書の様式）</p> <p>第一条の三 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の(イ)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の(二)項の(3)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(三)項の(3)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(三)項の(3)欄に掲げる日影図と、表一の(3)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の(二)の(3)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(四)項の(3)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。</p> <p>一 別記第二号様式による正本一通及び副本一通（構造計算適合性判定を要する場合にあつては、副本二通）に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）。ただし、構造計算適合性判定を要する場合の副本二通のうち一通にあつては、構造計算適合性</p>

判定を要しない建築物に係る図書及び書類の添付を要しない。

イ (略)

ロ 申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあっては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類

(1) 次の表二の各項の(イ)欄に掲げる建築物 当該各項の(ロ)欄に掲げる図書 (用途変更の場合においては表二の(一)項の(ロ)欄に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては表二の(一)項の(ロ)欄並びに次の表五の(一)項、(四)項及び(五)項の(ロ)欄に掲げる計算書並びに同表の(三)項の(ロ)欄に掲げる図書のうち国土交通大臣が指定したものを除く。)

(2)・(3) (略)

二 二 四 (略)

一.

(略)

(三十三) 建築物	(略)	(略)	(イ)	図書の書類	(ロ)	明示すべき事項	(ロ)	(略)	敷地の位置	付近見取図	(略)	法第五十七条の四の規定が適用される建築物	二面以上の断	土地の高低
													配置図	地盤面の異なる区域の境界線

判定を要しない建築物に係る図書及び書類の添付を要しない。

イ (略)

ロ 申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあっては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類

(1) 次の表二の各項の(イ)欄に掲げる建築物 当該各項の(ロ)欄に掲げる図書 (用途変更の場合においては表二の(一)項の(ロ)欄に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては表二の(一)項の(ロ)欄並びに次の表五の(一)項、(四)項及び(五)項の(ロ)欄に掲げる計算書並びに同表の(三)項の(ロ)欄に掲げる図書のうち国土交通大臣が指定したものを除く。)

(2)・(3) (略)

二 二 四 (略)

一.

(略)

(三十三) 建築物	(略)	(略)	(イ)	図書の書類	(ロ)	明示すべき事項	(ロ)	(略)	敷地の位置	付近見取図	(略)	法第五十七条の四の規定が適用される建築物	二面以上の断	建築物の各部分の高さ
													配置図	地盤面の異なる区域の境界線

(許可申請書及び許可通知書の様式)

第十条の四 法第四十三条第一項ただし書、法第四十四条第一項第二号若しくは第四号、法第四十七条ただし書、法第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書若しくは第十三項ただし書(法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、法第五十一条ただし書(法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、法第五十二条第十項、第十一項若しくは第十四項、法第五十三条第四項若しくは第五項第三号、法第五十三条の二第一項第三号若しくは第四号(法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。)、法第五十五条第三項各号、法第五十六条の二第一項ただし書、法第五十七条の四第一項ただし書、法第五十九条第一項第三号若しくは第四項、法第五十九条の二第一項、法第六十条の二第一項第三号、法第六十条の三第一項ただし書、法第六十七条の二第三項第二号、第五項第二号若しくは第九項第二号、法第六十八条第一項第二号、第二項第二号若しくは第三項第二号、法第六十八条の三第四項、法第六十八条の五の三第二項、法第六十八条の七第五項又は法第八十五条第三項若しくは第五項の規定(以下この条において「許可関係規定」という。)
()による許可を申請しようとする者は、別記第四十三号様式(同条第三項又は第五項の規定による許可の申請にあつては別記第四十四号様式)による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める

(許可申請書及び許可通知書の様式)

第十条の四 法第四十三条第一項ただし書、法第四十四条第一項第二号若しくは第四号、法第四十七条ただし書、法第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書若しくは第十三項ただし書(法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、法第五十一条ただし書(法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、法第五十二条第十項、第十一項若しくは第十四項、法第五十三条第四項若しくは第五項第三号、法第五十三条の二第一項第三号若しくは第四号(法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。)、法第五十五条第三項各号、法第五十六条の二第一項ただし書、法第五十七条の四第一項ただし書、法第五十九条第一項第三号若しくは第四項、法第五十九条の二第一項、法第六十条の二第一項第三号、法第六十条の二第三項第二号、第五項第二号若しくは第九項第二号、法第六十条の三第四項、法第六十条の五の三第二項、法第六十条の七第五項又は法第八十五条第三項若しくは第五項の規定(以下この条において「許可関係規定」という。)
()による許可を申請しようとする者は、別記第四十三号様式(同条第三項又は第五項の規定による許可の申請にあつては別記第四十四号様式)による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政

<p>図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。</p> <p>２～５ (望)</p>	<p>庁に提出するものとする。</p> <p>２～５ (望)</p>
<p>第二号様式 (第一条の三、第二条、第三条、第三条の三、第三条の四、第三条の五、第六条の三関係) (A4)</p> <p>確認申請書 (建築物)</p> <p>(略)</p> <p>(注意)</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 第三面関係</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 7 欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、<u>高層住居誘導地区</u>若しくは<u>特定用途誘導地区</u>、<u>建築基準法第52条第1項第1号</u>から<u>第7号</u>までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域 (以下「用途地域が異なる地域等」という。) にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。</p> <p>「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の</p>	<p>第二号様式 (第一条の三、第二条、第三条、第三条の三、第三条の四、第三条の五、第六条の三関係) (A4)</p> <p>確認申請書 (建築物)</p> <p>(略)</p> <p>(注意)</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 第三面関係</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 7 欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域若しくは<u>高層住居誘導地区</u>、<u>建築基準法第52条第1項第1号</u>から<u>第6号</u>までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域 (以下「用途地域が異なる地域等」という。) にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。</p> <p>「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の</p>

<p>位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。</p> <p>⑦～⑳ (略)</p> <p>5. ・ 6. (略)</p>	<p>位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。</p> <p>⑦～⑳ (略)</p> <p>5. ・ 6. (略)</p>
<p>第四十三号様式 (第十条の四関係) (A4)</p> <p>許可申請書 (建築物)</p> <p>(略)</p> <p>(注意)</p> <p>1. ・ 2. (略)</p> <p>3. 第二面関係</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 6 欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第7号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同法第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面</p>	<p>第四十三号様式 (第十条の四関係) (A4)</p> <p>許可申請書 (建築物)</p> <p>(略)</p> <p>(注意)</p> <p>1. ・ 2. (略)</p> <p>3. 第二面関係</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 6 欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域若しくは高層住居誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第6号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同法第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁</p>

<p>道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。</p> <p>⑥～⑱ (略)</p> <p>4. (略)</p>	<p>面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。</p> <p>⑥～⑱ (略)</p> <p>4. (略)</p>
<p>第四十八号様式 (第十条の四の二関係) (A4)</p> <p>認定申請書</p> <p>(略)</p> <p>(注意)</p> <p>1. ・ 2. (略)</p> <p>3. 第二面関係</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 6 欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第7号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面</p>	<p>第四十八号様式 (第十条の四の二関係) (A4)</p> <p>認定申請書</p> <p>(略)</p> <p>(注意)</p> <p>1. ・ 2. (略)</p> <p>3. 第二面関係</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 6 欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域若しくは高層住居誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第6号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁</p>

<p>道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。</p> <p>⑥～⑱ (略)</p> <p>4. (略)</p>	<p>面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。</p> <p>⑥～⑱ (略)</p> <p>4. (略)</p>
<p>第四十九号の三様式(第十条の四の四関係) (A4) 指定申請書 (略) (注意)</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 第三面関係 ①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 6欄の「イ」は、敷地が、2以上の用途地域又は建築基準法第52条第1項各号(第5号及び第6号を除く。)に規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地面積を記入してください。</p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ 6欄の「ハ」は、建築基準法第52条第1項各号(第5号及び第6号を除く。)の規定によるそれぞれの建築物の容積率(当該敷地につい</p>	<p>第四十九号の三様式(第十条の四の四関係) (A4) 指定申請書 (略) (注意)</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 第三面関係 ①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 6欄の「イ」は、敷地が、2以上の用途地域又は建築基準法第52条第1項各号(第5号を除く。)に規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地面積を記入してください。</p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ 6欄の「ハ」は、建築基準法第52条第1項各号(第5号を除く。)の規定によるそれぞれの建築物の容積率(当該敷地について同法第57</p>

<p>て同法第57条の2第4項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、当該特例容積率)の限度を記入してください。</p> <p>⑨～⑰ (略)</p>	<p>条の2第4項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、当該特例容積率)の限度を記入してください。</p> <p>⑨～⑰ (略)</p>
<p>第四十九号の七様式(第十条の四の七関係) (A4)</p> <p>指定取消申請書</p> <p>(略)</p> <p>(注意)</p> <p>1. ・2. (略)</p> <p>3. 第二面関係</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 6欄の「イ」は、敷地が、2以上の用途地域又は建築基準法第52条第1項各号(第5号及び第6号を除く。)に規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地面積を記入してください。</p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ 6欄の「ハ」は、建築基準法第52条第1項各号(第5号及び第6号を除く。)の規定によるそれぞれの建築物の容積率(当該敷地について同法第57条の2第4項の規定により現に特例容積率の限度が公告され</p>	<p>第四十九号の七様式(第十条の四の七関係) (A4)</p> <p>指定取消申請書</p> <p>(略)</p> <p>(注意)</p> <p>1. ・2. (略)</p> <p>3. 第二面関係</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 6欄の「イ」は、敷地が、2以上の用途地域又は建築基準法第52条第1項各号(第5号を除く。)に規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地面積を記入してください。</p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ 6欄の「ハ」は、建築基準法第52条第1項各号(第5号を除く。)の規定によるそれぞれの建築物の容積率(当該敷地について同法第57条の2第4項の規定により現に特例容積率の限度が公告され</p>

<p>れているときは、当該特例容積率)の限度を記入してください。</p> <p>⑨～⑰ (略)</p>	<p>きは、当該特例容積率)の限度を記入してください。</p> <p>⑨～⑰ (略)</p>
<p>第六十一号様式(第十条の十六関係) (A4) 認定申請書 (略)</p> <p>(注意)</p> <p>1. ・ 2. (略)</p> <p>3. 第二面関係 ①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 7欄の「イ」(1)は、申請区域が、2以上の用途地域、<u>高層住居誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第7号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)</u>にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する申請区域の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した申請区域の面積に対応する申請区域の部分について、申請区域のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の</p>	<p>第六十一号様式(第十条の十六関係) (A4) 認定申請書 (略)</p> <p>(注意)</p> <p>1. ・ 2. (略)</p> <p>3. 第二面関係 ①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 7欄の「イ」(1)は、申請区域が、2以上の用途地域<u>若しくは高層住居誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第6号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)</u>にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する申請区域の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した申請区域の面積に対応する申請区域の部分について、申請区域のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との部分を除</p>

<p>線との間の部分を除いた申請区域の面積を記入してください。</p> <p>⑦～⑳ (略)</p> <p>4. (略)</p>	<p>いた申請区域の面積を記入してください。</p> <p>⑦～⑳ (略)</p> <p>4. (略)</p>
<p>第六十一号の様式 (第十条の十六関係) (A4)</p> <p>許可申請書 (略)</p> <p>(注意)</p> <p>1. ・ 2. (略)</p> <p>3. 第二面関係 ①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 7 欄の「イ」(1)は、申請区域が、2以上の用途地域、<u>高層住居誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第7号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域</u> (以下「用途地域が異なる地域等」という。) にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する申請区域の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した申請区域の面積に対応する申請区域の部分について、申請区域の</p>	<p>第六十一号の様式 (第十条の十六関係) (A4)</p> <p>許可申請書 (略)</p> <p>(注意)</p> <p>1. ・ 2. (略)</p> <p>3. 第二面関係 ①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 7 欄の「イ」(1)は、申請区域が、2以上の用途地域<u>若しくは高層住居誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第6号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域</u> (以下「用途地域が異なる地域等」という。) にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する申請区域の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した申請区域の面積に対応する申請区域の部分について、申請区域のうち前面道路と壁面</p>

<p>うち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた申請区域の面積を記入してください。</p> <p>⑦～⑳ (略)</p> <p>4. (略)</p>	<p>線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた申請区域の面積を記入してください。</p> <p>⑦～⑳ (略)</p> <p>4. (略)</p>
<p>第六十四号様式 (第十条の十八関係) (A4)</p> <p>認定計画書</p> <p>(略)</p> <p>(注意)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 第一面関係</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 2欄の「ニ」は、用途地域、<u>高層住居誘導地区及び特定用途誘導地区</u>のうち該当するものを記入してください。</p> <p>④～⑦ (略)</p> <p>3. (略)</p>	<p>第六十四号様式 (第十条の十八関係) (A4)</p> <p>認定計画書</p> <p>(略)</p> <p>(注意)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 第一面関係</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 2欄の「ニ」は、用途地域及び<u>高層住居誘導地区</u>のうち該当するものを記入してください。</p> <p>④～⑦ (略)</p> <p>3. (略)</p>
<p>第六十四号の二様式 (第十条の十八関係) (A4)</p> <p>許可計画書</p> <p>(略)</p> <p>(注意)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 第一面関係</p>	<p>第六十四号の二様式 (第十条の十八関係) (A4)</p> <p>許可計画書</p> <p>(略)</p> <p>(注意)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 第一面関係</p>

<p>①・② (略)</p> <p>③ 2欄の「ニ」は、用途地域、<u>高層住居誘導地区</u>及び<u>特定用途誘導地区</u>のうち該当するものを記入してください。</p> <p>④～⑦ (略)</p> <p>3. (略)</p>	<p>①・② (略)</p> <p>③ 2欄の「ニ」は、用途地域及び<u>高層住居誘導地区</u>のうち該当するものを記入してください。</p> <p>④～⑦ (略)</p> <p>3. (略)</p>
<p>第六十五号様式 (第十条の二十一関係) (A4)</p> <p>認定取消申請書 (略)</p> <p>(注意)</p> <p>1. ・2. (略)</p> <p>3. 第二面関係</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 8欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、<u>高層住居誘導地区</u>若しくは<u>特定用途誘導地区</u>、<u>建築基準法第52条第1項第1号</u>から<u>第7号</u>までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入し</p>	<p>第六十五号様式 (第十条の二十一関係) (A4)</p> <p>認定取消申請書 (略)</p> <p>(注意)</p> <p>1. ・2. (略)</p> <p>3. 第二面関係</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 8欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域若しくは<u>高層住居誘導地区</u>、<u>建築基準法第52条第1項第1号</u>から<u>第6号</u>までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応す</p>

<p>た敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。</p> <p>⑨～⑱ (略)</p> <p>4. (略)</p>	<p>る敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。</p> <p>⑨～⑱ (略)</p> <p>4. (略)</p>
<p>第六十五号の二様式(第十条の二十一関係) (A4)</p> <p>許可取消申請書 (略)</p> <p>(注意)</p> <p>1. ・2. (略)</p> <p>3. 第二面関係 ①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 8欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、<u>高層住居誘導地区</u>若しくは<u>特定用途誘導地区</u>、<u>建築基準法第52条第1項第1号</u>から<u>第7号</u>までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同法第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入し</p>	<p>第六十五号の二様式(第十条の二十一関係) (A4)</p> <p>許可取消申請書 (略)</p> <p>(注意)</p> <p>1. ・2. (略)</p> <p>3. 第二面関係 ①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 8欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域若しくは<u>高層住居誘導地区</u>、<u>建築基準法第52条第1項第1号</u>から<u>第6号</u>までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同法第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応す</p>

<p>た敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。</p> <p>⑨～⑱ (略)</p> <p>4. (略)</p>	<p>る敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。</p> <p>⑨～⑱ (略)</p> <p>4. (略)</p>
<p>第六十七号の三 (第十条の二十三、第十条の二十四関係) (A4)</p> <p>全体計画認定申請書 (略)</p> <p>(注意)</p> <p>1. ・ 2. (略)</p> <p>3. 第二面関係 ①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 7 欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、<u>高層住居誘導地区</u>若しくは<u>特定用途誘導地区</u>、<u>建築基準法第52条第1項第1号</u>から第7号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの地域等に対応する敷地の面積を記入してください。</p> <p>「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同</p>	<p>第六十七号の三 (第十条の二十三、第十条の二十四関係) (A4)</p> <p>全体計画認定申請書 (略)</p> <p>(注意)</p> <p>1. ・ 2. (略)</p> <p>3. 第二面関係 ①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 7 欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域若しくは<u>高層住居誘導地区</u>、<u>建築基準法第52条第1項第1号</u>から第七号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの地域等に対応する敷地の面積を記入してください。</p> <p>「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同法第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷</p>

<p>条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。</p> <p>⑦～⑬ (略)</p> <p>4. ～ 7. (略)</p>	<p>地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。</p> <p>⑦～⑬ (略)</p> <p>4. ～ 7. (略)</p>
--	--

○ 民間都市開発の推進に関する特別措置法施行規則（昭和六十二年建設省令第十九号）（抄）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（事業計画等の認可等） 第三条（略） 2（略） 3 第一項第二号の収支予算書は、法第七条及び都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）<u>第二百二十四条</u>の規定により区分した経理ごとに勘定を設け、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分するものとする。</p>	<p>（事業計画等の認可等） 第三条（略） 2（略） 3 第一項第二号の収支予算書は、法第七条及び都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）<u>第七十九条</u>の規定により区分した経理ごとに勘定を設け、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分するものとする。</p>

○ 独立行政法人都市再生機構に関する省令（平成十六年国土交通省令第七十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（譲渡等計画を定めないで譲渡し、又は賃貸することができる者）</p> <p>第二十五条 法第十六条第一項ただし書の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 整備敷地等において大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第一条の八の認定計画に基づく同法第二条第五号に規定する都心共同住宅供給事業、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二百二十九条の六の認定再開発事業計画に基づく同法第二百二十九条の二第一項に規定する再開発事業、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十五条の認定計画に基づく同法第二十条第一項に規定する都市再生事業、同法第六十七条の認定整備事業計画に基づく同法第六十三条第一項に規定する都市再生整備事業又は同法第九十九条の認定誘導事業計画に基づく同法第九十五条第一項に規定する誘導施設等整備事業を施行する者</p> <p>七～十一 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（譲渡等計画を定めないで譲渡し、又は賃貸することができる者）</p> <p>第二十五条 法第十六条第一項ただし書の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 整備敷地等において大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第一条の八の認定計画に基づく同法第二条第五号に規定する都心共同住宅供給事業、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二百二十九条の六の認定再開発事業計画に基づく同法第二百二十九条の二第一項に規定する再開発事業、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十五条の認定計画に基づく同法第二十条第一項に規定する都市再生事業又は同法第六十七条の認定整備事業計画に基づく同法第六十三条第一項に規定する都市再生整備事業を施行する者</p> <p>七～十一 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改 正 案	理 行
<p>別記様式第三（第六条第一項関係）（日本工業規格A4） 認定申請書 （略） （注意） 1. ・ 2. （略） 3. 第二面関係 ①～④ （略） ⑤ 6欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、<u>高層住居誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第7号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとく、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。</u></p> <p>「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積</p>	<p>別記様式第三（第六条第一項関係）（日本工業規格A4） 認定申請書 （略） （注意） 1. ・ 2. （略） 3. 第二面関係 ①～④ （略） ⑤ 6欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域<u>若しくは高層住居誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第6号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとく、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。</u></p> <p>「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください</p>

を記入してください。

⑥～⑩ (略)

4. (略)

い。

⑥～⑩ (略)

4. (略)